

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成30年10月10日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800100号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800017号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年9月1日から昭和59年3月1日に訂正し、同年3月から昭和60年9月までの標準報酬月額を14万2,000円、同年10月から昭和62年8月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和59年3月1日から昭和62年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年3月1日から昭和62年9月1日まで

私は、A社に入社した昭和59年3月1日から厚生年金保険の被保険者であったと思うが、国の記録では同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和62年9月1日とされている。入社時に社会保険に加入すると聞いており、厚生年金保険に加入していたはずなので、昭和59年3月1日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映しなくても事実即した記録にしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された昭和59年度から昭和62年度までに係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社の回答によると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び日本年金機構B年金事務所の回答から、昭和59年3月の厚生年金保険被保険者資格取得時において標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額が支払われていたことが確認でき、昭和59年10月の標準報酬月額の定時決定の基礎となる各月において標準報酬月額14万2,000円に

相当する報酬月額が、昭和 60 年 10 月及び昭和 61 年 10 月の定時決定の基礎となる各月において標準報酬月額 15 万円に相当する報酬月額が事業主により請求者に支払われていたことが確認できる。

一方、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 59 年 3 月 1 日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、同年 3 月から昭和 60 年 9 月までは 14 万 2,000 円、同年 10 月から昭和 62 年 8 月までは 15 万円に訂正することが必要である。

なお、昭和 59 年 3 月 1 日から昭和 62 年 9 月 1 日までの被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800039号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800013号

## 第1 結論

昭和62年2月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年2月から平成4年3月まで

私は、昭和62年3月に家を新築しA町に引っ越してからは、毎月、自宅に集金に来る納税組合の方に夫婦二人分の保険料と国民健康保険料を一緒に納付していた。しかし、国の記録では、請求期間が保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る保険料をA町で納付したと主張しているところ、請求者に係る同町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、保険料納付状況の請求期間の欄には未納と記載されている上、請求者に係る住民票によると、請求者及びその夫がB市から同町に住民登録を異動したのは昭和62年3月25日であることから、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(電子データ)も確認したが、請求期間のうち昭和62年2月及び同年3月の保険料は未納と記録されており、いずれもオンライン記録と一致している。

また、請求者は、請求期間に係る保険料をA町の納税組合を通じて、毎月夫婦二人分の保険料を国民健康保険料(正しくは国民健康保険税)と一緒に納付していたと主張しているところ、同町は、請求期間当時、保険料は同町婦人会により集金が行われ、国民健康保険税は別組織である同町納税貯蓄組合が集金を行っていた旨回答している。

さらに、請求者が居住する地区において請求期間当時国民年金被保険者であった者で、所在が確認できる者に対して照会を行ったが、回答のあった複数の者は前述

したA町からの回答と同様の回答をしている。

これらのことから、請求期間当時のA町では、保険料及び国民健康保険税を請求者の主張のとおり一緒に納付することはできなかったと考えられる。

また、前述の照会の結果、請求期間当時、請求者が居住する地区において保険料の集金を担当していたと考えられる者が複数名特定できたところ、請求者が自宅に集金に来ていたとして名前を挙げた者を同地区の集金担当者であったと回答した者はおらず、請求者の主張する納付方法を裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンライン記録を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求期間は62月と長期間である上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。